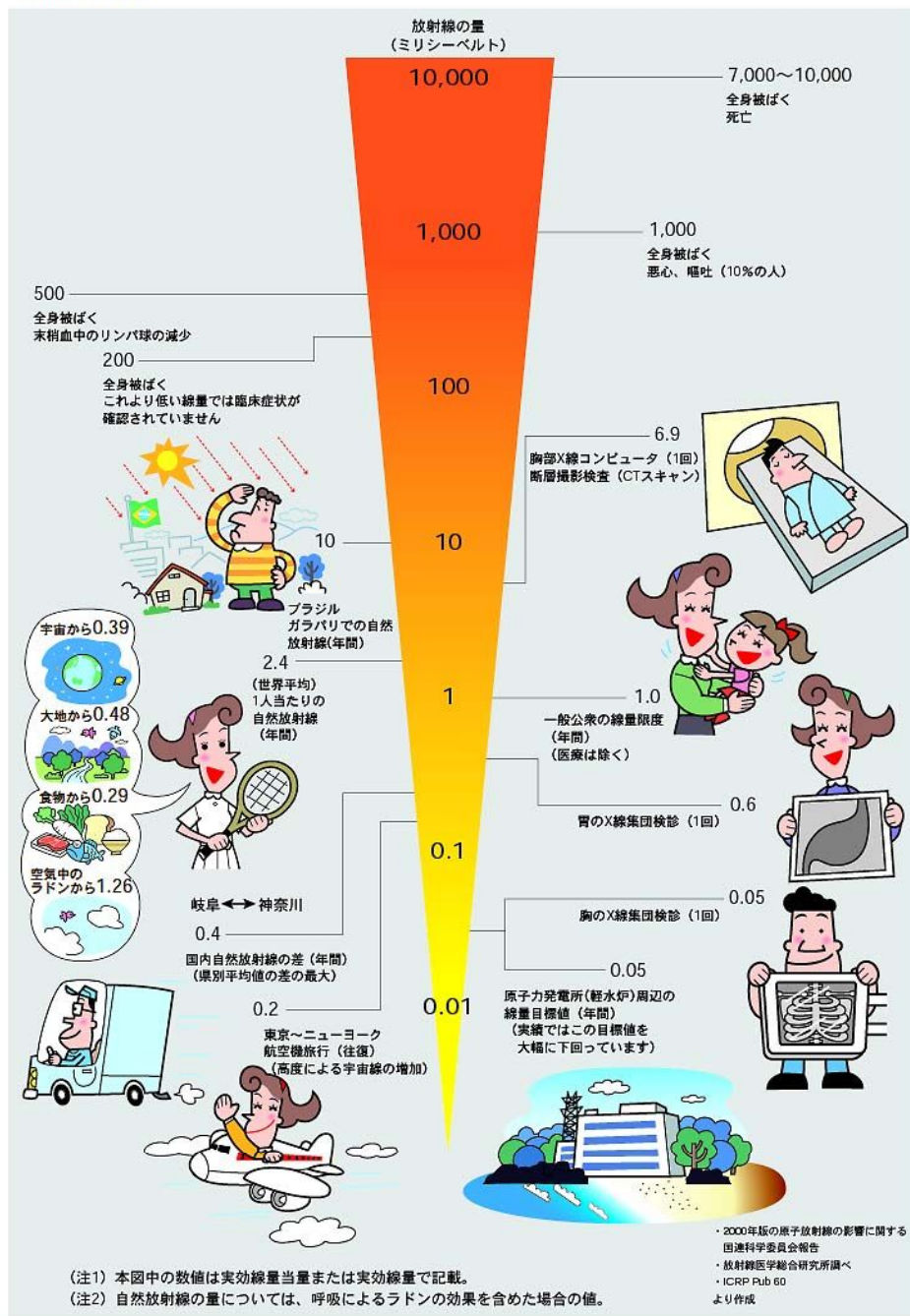


**区分：**

号機	荒浜側焼却炉建屋	
件名	荒浜側焼却炉建屋排気口における微量な放射性物質の確認について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況)</p> <p>平成 20 年 4 月 2 日(水)午後 0 時 23 分頃、荒浜側焼却炉建屋排気口において、粒子状放射性物質の定例測定を実施した結果、ごく微量のアルファ線を放出する物質<sup>*1</sup>が検出(<math>1.3 \times 10^{-10}</math>ベクレル/cm<sup>3</sup>)されました。なお、測定指針に定められている測定下限濃度は、<math>4 \times 10^{-10}</math>ベクレル/cm<sup>3</sup>であり、検出された濃度はこれを下回るものです。</p> <p>(評価結果)</p> <p>当該測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、<math>1.6 \times 10^{-16}</math>ベクレル/cm<sup>3</sup>であり、この値は空気中の濃度限度 <math>2 \times 10^{-10}</math>ベクレル/cm<sup>3</sup>(告示濃度<sup>*2</sup>)に比べ約 100 万分の 1 と極めて低い値です。また、今回確認された粒子状物質から受ける放射線量は、<math>9 \times 10^{-7}</math>ミリシーベルトであり、自然界から 1 年間に受ける放射線量 2.4 ミリシーベルトと比べても低い値であり、胸のエックス線検診(1回)で受ける放射線量(0.05 ミリシーベルト)の約 5 万分の 1 です。</p> <p>(外部への影響)</p> <p>敷地境界近傍に設置され空間線量率を測定するモニタリングポストやダストモニタ<sup>*3</sup>の指示値は通常の変動の範囲内であり、周辺環境への影響はありません。</p> <p>*1 アルファ線を放出する物質 ウラン等の他、コンクリート等にもラジウム、ラドンなどの天然に存在する物質として含まれている。</p> <p>*2 告示濃度 「実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」(一般公衆の受ける線量が 1 ミリシーベルト/年を超えないように定められている周辺監視区域外の空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均))のアルファ線を放出する物質の種類が明らかでない場合には、濃度限度 <math>2 \times 10^{-10}</math>ベクレル/cm<sup>3</sup>と定められている。</p> <p>*3 ダストモニタ 発電所敷地境界近傍で空気中の塵を連続的に集塵し、含まれている放射能を測定している計測器。</p>	
安全上の重要度/損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <b>その他設備</b>	<損傷の程度> 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	<p>毎月実施している原子炉水の放射能分析では、アルファ線が検出されていないこと、よう素 131 のガンマ線も検出されていないこと、また、焼却炉建屋排気口では原子炉起因の物質(コバルト 60 等)が検出されていないことから、コンクリートなど天然の物質から放出されるアルファ線を検出した可能性もありますが、発生源の調査等を行います。</p> <p>本事象は【中越沖地震】に関連する事象ではありません。</p>	

# 日常生活における放射線量との比較

■日常生活と放射線



本事象における放射線量

約0.00000009ミリシーベルト  
 (9×10<sup>-7</sup>ミリシーベルト)